

2026年度 事業計画書

本年度の事業は、定款第3条（目的）および第4条（事業）の規定により、以下を実施する。

1. 試薬の生産、流通および消費の調査に関する こと

- (1) 関係官庁および関連団体からの調査依頼への対応については、主に安全性・環境対策委員会の委員各社の協力のもとに指定薬物調査などの調査結果を報告する。
- (2) 経済産業省からの試薬業界実態把握調査、その他への協力については、会員会社および安全性・環境対策委員会、流通対策委員会との協力のもとに調査結果を報告する。

2. 試薬の規格および品質向上に関すること

- (1) JIS 原案作成事業は、JIS 規格の制定・改廃について、一般財団法人日本規格協会との共同作成事業契約により、規格委員会にて原案を作成し、JIS 原案作成委員会にて審議して、日本産業標準調査会へ上申する。
- (2) JIS 原案作成事業に関連する事業は、改正された JIS 規格と関係官庁の法令に引用されている JIS 規格との整合性を保つため、法令の改訂作業に協力する。
- (3) 他の JIS 原案作成団体などの主催する委員会への技術員派遣事業は、他の JIS 原案作成委員会ならびに JIS 規格以外の国家標準の試薬および標準物質の規格の制定・改正に関する検討委員会に会員会社の技術員などが参加協力する。これらによって、情報収集を行い、試薬の品質向上に反映させる。
- (4) 国立医薬品食品衛生研究所からの依頼により、第11版食品添加物公定書に収載が予定される添加物の試薬、試液規格原案の作成を行う。

3. 試薬に関する資料・情報の収集および提供に 関すること

- (1) ホームページの公開事業は、電子情報委員会にて、試薬に関する資料・情報および関係法令などに関する情報を通知文書で会員へ伝達するとともに、ホームページに公開し、会員へ提供する。
- (2) 会報誌の発行事業は、広報委員会にて、試薬に関する資料・情報を収集し、年3回発行し、会員に配付して、情報を提供する。

4. 試薬に関する知識の一般への普及および啓発 に関すること

- (1) ホームページの公開事業は、電子情報委員会にて、SDS システム、法令検索システムおよびその他技術情報公開システムにより、広く一般に提供し普及および啓発を図る。
- (2) 会報誌の発行事業は、広報委員会にて、試薬に関する資料・情報を収集し、年3回発行し、関係官庁、関連団体などに配付して、一般への普及および啓発を図る。
- (3) 展示会への出展および協賛・後援事業は、試薬に関する知識の一般への普及および啓発を図るとともに関係団体との交流を図る。
- (4) 広報委員会、電子情報委員会合同で、試薬ガイドブック（第4版）に則り、当協会のロゴマークおよびイメージキャラクターを利用した動画の作成を行い、ホームページ上や展示会などで広く公開することで、試薬に関する知識の一般への普及および啓発を図る。

5. 試薬に関する内外関係機関との交流および協 力に関すること

- (1) 新年賀詞交歓会事業は、当協会主催により、関係官庁、関連団体、業界関係者との交流を図る。

- (2) 関係機関への協力事業は、関係官庁および関連団体の審議会・委員会へ積極的に参加し、協力する。

6. 試薬に関する知識の習得および技術の向上に関すること

- (1) 講演会事業は、試薬に関する講演会を年2回開催し、知識の習得および技術の向上を図る。さらに、3月9日の「試薬の日」記念日に合わせ、試薬に関する記念講演会を開催する。
- (2) 視察研修会事業は、試薬に関する視察研修会を年2回開催し、知識の習得および技術の向上を図る。
- (3) 関係官庁および関連団体主催の試薬に関する講習会、研修会などについては、積極的に参加協力し、知識の習得および技術の向上を図る。

7. 関係法令の適切な運用に関すること

- (1) 関係法令に関する情報の周知は、関係法令の制定、改正についての情報を会員へ周知徹底するとともに、会報誌に掲載する。さらに、ホームページにも掲載し、広く周知徹底を図る。
- (2) 関係官庁からの関係法令に関する調査事業は、安全性・環境対策委員会にて、調査依頼、意見募集などに対応し、協力する。
- (3) ホームページ掲載のSDSについては、関係法令の制定、改正に従い、毎年更新し、広く一般が利用できるように公開する。

8. その他の事項

- (1) 2026年度は前年に引き続き協会ホームページの改修（英語版）を行う。

以上